

● 外国為替及び外国貿易法第十九条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならぬ支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成二十一年七月財務省告示第二百二十五号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならぬ支払手段又は証券の輸出又は輸入を次のように指定する。

- 一 居住者又は非居住者による支払手段（法第十九条第一項に規定する支払手段をいう。）又は証券（法第六条第一項第十一号に規定する証券をいう。以下同じ。）の輸出又は輸入であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行つもの
- 二 居住者又は非居住者によるロシア連邦を仕向地とする支払手段（法第六条第一項第七号イに掲げるもののうち、銀行券及び政府紙幣に限る。以下この号において同じ。）の輸出。ただし、次に掲げる支払手段の輸出を除く。
  - イ ロシア連邦に滞在する居住者とその滞在に伴い通常必要とする支払に充てられるもの
  - ロ ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人に対する支払に充てられるものであつて、次に掲げるもの（十万円に相当する額以下のものに限る。）
    - (1) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの
    - (2) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの
- 三 (1)及び(2)に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの